



社全関支第 260 号  
平成 24 年 11 月 2 日

社団法人 東京都個人タクシー協会  
会 長 木 村 忠 義 殿

(社)全国個人タクシー協会関東支部  
支 部 長 木 村 忠 義



個人タクシーの事故調査分析結果及び効果的な  
指導・監督体制の整備について

標記について、このたび平成 24 年 11 月 2 日付け関自保第 343 号及び関自旅二第 1532 号にて関東運輸局自動車技術安全部長及び同局自動車交通部長の連名で別紙のとおり通達があったので、了知のうえ、速やかに貴傘下団体に対して周知・徹底を図るとともに、特に事故分析結果を踏まえた本指示通達の「運転者に対する再発防止策」及び「安全確保方策及び法令遵守に係る指導体制」について、貴協会の積極的な指導・関与の下、傘下団体と密接な連帯によって早期に取り組まれるようお願いする所存であります。

本指示通達は、当業界にのみ発せられた異例の措置であることを深刻に受け止めなければならず、実施に向けた傘下団体・事業者各位の心奥の理解と行動を切にお願いする次第であります。

なお、傘下団体等がその会員事業者に対して指導する「内容の記録」のフォーマット(参考)を別添に付したので記録・保存にお役立ていただき、今後事故分析等必要に応じた提出のご協力方をお願いする場合があります。

東京都個人タクシー交通共済協同組合理事長及び日個連東京都交通共済協同組合理事長宛に同様の通知をしたので、申し添えます。

別添

各種指導の記録

会員事業者に対する再発防止策等

(事故・事件、法令遵守等)

名称 (所属団体 or 所属団体支部)

1 会議等の名称・・・ (講習会・研修会・班別会議等、個別指導などの種類)

(実施の目的)

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

2. 主宰者・・・ (団体長 or 安全運行指導員 or ○○担当役員など・・・)

- 
- 
- その他役員・関係者
- 
- 外部の招聘者
- 

3. 実施の日時・・・ (開始&終了)

4. 場 所

5. 持参するもの・・・ (適性診断票・健康診断書・マニュアル・各種資料など・・・)

6. 出席対象者

7. 出席人数

8. 具体的内容

-----

-----

9. 特記すべき内容

-----

-----



関自保第343号  
関自旅二第1532号  
平成24年11月2日

社団法人全国個人タクシー協会関東支部支部長 殿

関東運輸局自動車技術安全部長



自動車交通部長



個人タクシーの事故調査分析結果及び効果的な指導・監督体制の整備について

タクシーの事故防止については、先般、「タクシーの事故防止について」（平成24年9月20日付け、関自保第282号の2）により通達したところですが、個人タクシーが関係した死亡事故が今年5件発生していることを受け、当該事故すべてについて事故調査・分析を実施したところ、事故には下記1.の傾向があることが判明しました。

つきましては、同種の事故発生を防止するため、傘下団体及び会員事業者に対して下記1.を周知し下記2.の実施方について指導をお願いします。

また、再発防止対策について実効性を上げること及び最近において、事業者が東京都港区六本木交差点付近において公務執行妨害で逮捕されるという社会的影響の大きな事件が発生していることから、こうした事故・事件の再発防止を図るため、下記3.に掲げる指導・監督体制の整備について実施に向けた所要の検討を行うようお願いします。

## 記

### 1. 事故の傾向

#### (1) 事故概要の特徴

- ・発生時間は深夜である（5件のうち4件）
- ・発生場所は死角となる場所から被害者が出てきたもの（3件）
- ・普段、使用する道路での事故発生（5件）
- ・被害者の横断禁止場所での横断（3件）
- ・右からの横断（3件）、左からの横断（1件）、路上横臥（1件）
- ・前方に車両がない（先頭車両である）（5件）



- ・ノーブレーキにて事故（５件）
- ・事故発生は火曜日（２件）、土曜日（３件）

## （２）運転者に共通する問題点

- ・運転に関する適性診断の受診結果（以下「適性診断結果」という。）において、指摘をされている事項が事故と関連しているもの（５件）
- ・適性診断結果を活用していない（５件）
- ・普段の教育は支部の講習会の受講のみ（自習はしていない）（４件）
- ・危険予知訓練（KYT）を実施したことが無い（知らない）（５件）
- ・人と衝突した認識が無い（何かとぶつかった）（４件）
- ・まさかこの時間帯（場所）に歩行者はいない（渡ってこない）と思っていた（５件）
- ・過去３年以内に道路交通法違反歴がある（４件）

## （３）その他の特徴

- ・年齢は６０歳以上である（５件）
- ・休み明けの乗務であった（３件）
- ・乗車中３件、帰庫中（２件）
- ・すれ違い前照灯（ロービーム）による走行（５件）

## ２．運転者に対する再発防止策

### （１）危険予知運転の実施

- ・「だろう運転」でなく、「かもしれない運転」を心がけること
- ・青信号や歩行者横断禁止帯であっても前方の交通状況を十分に確認すること
- ・ガードレールの切れ目などの危険箇所を認知し、必要に応じてスピードを抑えるなど注意して通過すること
- ・夜間走行において、必要に応じて走行用前照灯を活用すること

### （２）適性診断結果の活用

- ・定期的に適性診断結果を活用して、自分の運転行動の特性（傾向）を常日頃から再認識すること

### （３）スキルの向上

- ・運輸規則第３８条第１項及び第２項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成１３年国土交通省告示第１６７６号）を遵守するよう徹底すること
- ・道路運送法や道路交通法など関係法令について、情報収集を行いスキルの向上を図ること
- ・常日頃から２．（２）の運転行動特性（傾向）に基づく危険予知訓練を実施すること

## ３．安全確保方策及び法令遵守に係る指導体制の整備

### （１）関東支部及び都県協会の役割

- ・個人タクシー事業者がその事業を遂行するにあたっては、公共交通機関であることから、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であり、

輸送の安全の確保及び関係法令を遵守することが責務であることを所属・構成団体に深く認識させるとともに（２）を実行させること

- ・全ての会員事業者に、輸送の安全の確保及び関係法令の遵守することが責務であることを浸透させるため、所属・構成団体に対する統一的な指導、対応、チェックが行える体制を整備すること
- ・指導等の体制について、問題となる事例を蓄積のうえ、改善策を講じるなど常に実効性の向上に努めること
- ・会員事業者の事故発生状況を把握するため、交通共済協同組合と密接に連携（協力）を求め、（３）を行うこと

## （２）所属団体及び構成団体の役割

- ・所属・構成団体の長は、会員事業者を指導・監督を実施するための体制を整備すること
- ・なお、指導・監督を実施するための体制において、社団法人全国個人タクシー協会の安全運行指導員制度に基づき認定されている「安全運行指導員」を活用すること
- ・指導・監督を実施する立場に立つ者は、輸送の安全及び関係法令等を習熟する上で、認定機関による運行管理者等基礎講習及び適性診断活用講座の受講も必要であり、積極的なスキルの向上に努めること
- ・所属・構成団体において、会員事業者が期限更新時等に受診する運転に関する適性診断の結果について、所属・構成団体の長、安全運行指導員等が会員事業者に対して、定期的に適性診断結果に基づく指導を行うこと
- ・所属・構成団体において、危険予知訓練を定期的実施すること
- ・上記２点については、独立行政法人自動車事故対策機構などの認定機関を活用し、指導・監督の実効性を高めること
- ・輸送の安全に係る通達など重要案件については、掲示のみに留まらず、会員事業者に対して指導・監督の徹底を図ること
- ・会員事業者に対し指導をしたときは、その内容について記録をし、及びその記録を保存すること

## （３）交通共済協同組合との連携強化

- ・交通共済協同組合を有する所属団体は、交通共済協同組合と連携・協力して以下の点を講ずること。その際、関東支部及び都県協会は積極的に関与して再発防止に繋げる
- ・重大事故等の事故調査を実施し、調査結果に基づく再発防止対策の策定をして、所属・構成団体に対し周知徹底を図ること
- ・１年間に複数回保険金請求がある場合には、事故に応じた指導・監督を実施すること